

第三者割当による自己株式の処分に関する取締役会決議公告

2024年11月11日

株主各位

東京都港区南麻布二丁目12番3号 サイオスビル  
サイオス株式会社  
代表取締役社長 喜多 伸夫

当社は、2024年11月11日開催の取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告します。

記

1. 処分する株式の種類および数 普通株式 202,500株
2. 処分価額 1株につき金392円
3. 処分期日 2024年11月27日
4. 処分方法 当社を委託者とする「役員向け株式交付信託」の導入を目的とし、受託者である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))に対し、第三者割当の方法により自己株式を処分する。

以上